

国空予管第585号
平成22年9月30日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」
の一部改正について

標記について、大臣官房会計課長から「工事標準請負契約書について」（平成8年3月1日付官会第261号）を一部改正することとしたことに伴い、「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成8年3月1日付官会第263号）についても、下記のとおり改正することとしたので、平成22年10月1日以降、準備ができ次第速やかに適用することとし、遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知願います。

記

文書中の「請負者」を「受注者」に改める。



国官会第1144号
平成22年 9月22日

航空局長 殿

大臣官房会計課長



「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」の一部改正について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、その実施について、同日付けで国土交通省中建審第1号により国土交通大臣あて勧告がなされたところである。

これを受けて、「工事標準請負契約書について」（平成8年3月1日付け官会第261号）を一部改正することとしたことに伴い、「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成8年3月1日付け官会第263号）についても下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて（平成8年3月1日官会第263号）中「請負者」を「受注者」に改める。

工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて

制定 平成 8 年 3 月 1 日 官会 第 2 6 3 号
改正 平成 2 2 年 9 月 2 2 日 国官会 第 1 1 4 4 号

(大臣官房会計課長から関係部局長あて)

「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日官会第261号）の別添「工事請負契約書」第4条に規定されている契約の保証に関する取扱いを下記のとおり定めたので、十分留意の上、実施されたい。

なお、実施にあたって部局長は、契約保証金に代わる担保としての国債の保管事務を行うため、有価証券取扱主任官（「政府保管有価証券取扱規程」（大正11年大蔵省令第8号）第3条の取扱主任官をいう。以下同じ。）を任命するとともに、有価証券取扱主任官は、公印を作成の上、日本銀行本店、支店又は代理店に取引関係通知書及び印鑑票を送付することとする。また、契約保証金を取り扱う歳入歳出外現金出納官吏（「出納官吏事務規定」（昭和22年大蔵省令第95号）第1条の歳入歳出外現金出納官吏をいう。以下同じ。）を任命していない官署にあつては、所定の手続きにより任命することとする。

有価証券取扱主任官の事務については、「政府保管有価証券取扱規程」によることとし、その任命にあつては、出納官吏の任命に準じて行うものとする。

記

1 工事請負契約における契約の保証

- ① 工事請負契約における契約の保証については、工事請負契約書第4条（A）に規定するとおり金銭的保証を原則とし、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、落札者に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証の一を求め、工事請負契約書の提出とともに同表の左欄に掲げる契約の保証の種類に応じ、同表の右欄に掲げる提出書類を提出させるものとする。ただし、当分の間、工事請負契約書第4条（A）第1項第2号の「契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等」については、利付国債に限るものとし、工事請負契約書第4条（A）第1項第3号の「銀行、甲が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合等（以下「銀行等」という。）とする。

契約の保証の種類	提出書類
契約保証金の納付	保管金額収証書（落札者が契約保証金の金額に相当する金額の金銭を各官署の保管金取扱店（以下「保管金取扱店」という。）に納付し、保管金取扱店から交付を受けたものをいう。以下同じ。）及び保管金提出書（別記様式1）

契約保証金に代わる担保としての 国債の提供	政府保管有価証券払込済通知書（落札者が契約保証金の金額に相当する金額の国債を各官署の保管有価証券取扱店（以下「保管有価証券取扱店」という。）に提出し、保管有価証券取扱店から交付を受けたものをいう。以下同じ。）及び保管有価証券提出書（別記様式2）
銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書
公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

- ② ①の規定にかかわらず、次のイ又はロに該当する場合は、契約の保証を要しないものとする。
- イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合。

ロ 落札者が特定建設工事共同企業体である場合。

- ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第4条（B）に規定する役務的保証を必要とする場合には、事前に十分な時間的余裕をもって本省大臣官房会計課契約制度管理室と工事請負契約書の締結方法等について調整を行うこととする。

2 請負契約締結時における取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書の提出とともに保管金領収証書及び保管金提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書及び保管金提出書に記載された保管金の金額が契約保証金の金額と同額であること。

- ② 契約担当官等は、①の確認の後、当該保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に送付するものとする。なお、契約担当官等は、当該保管金領収証書及び保管金提出書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

- ③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から保管金領収証書及び保管金提出書を受領したときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書（保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第1号書式）を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、当該保管金受領証書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書に記載された保管金の金額が、保管金提出書に記載された保管金の金額と同額であること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書の提出とともに政府保管有価証券払込済通

知書及び保管有価証券提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

- イ 政府保管有価証券払込済通知書が別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。
 - ロ 政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書に記載された保管有価証券の総額が、契約保証金の金額と同額であること。
 - ハ 政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書に記載された保管有価証券が、利付国債であること。
- ② 契約担当官等は、①の確認の後、当該政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書を有価証券取扱主任官に送付するものとする。なお、契約担当官等は、当該政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書を受領したときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、政府保管有価証券受領証書（政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号）第3号書式）を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、当該政府保管有価証券受領証書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書が別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。
 - ロ 政府保管有価証券払込済通知書に記載された保管有価証券の総額が、保管有価証券提出書に記載された保管有価証券の総額と同額であること。
- (3) 金融機関等の保証についての取扱い
- ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書の提出とともに工事請負契約についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。
- イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 保証委託者が落札者であること。
 - ニ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
 - ホ 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - ヘ 保証に係る工事の工事名が、工事請負契約書に記載された工事名と同一であること。
 - ト 保証金額が契約保証金額以上であること。
 - チ 保証期間が工期を含むものであること。
 - リ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- ② 契約担当官等は、工事請負契約を締結後、①の保証書を工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- (4) 公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約についての取扱い
- ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書の提出とともに工事請負契約についての公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約に係る証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

- イ 債権者（履行保証保険契約の場合にあつては、被保険者）が契約担当官等であること。
- ロ 保証人（履行保証保険契約の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ハ 債務者（履行保証保険契約の場合にあつては、保険契約者）が落札者であること。
- ニ 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険契約の場合にあつては、普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険契約の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があること。
- ホ 主契約の内容（履行保証保険契約の場合にあつては、契約の内容）としての工事名が、工事請負契約書に記載された工事名と同一であること。
- ヘ 保証金額（履行保証保険契約の場合にあつては、保険金額）が請負代金額の10分の1以上であること。
- ト 保証期間（履行保証保険契約の場合にあつては、保険期間）が工期を含むものであること。

② 契約担当官等は、工事請負契約を締結後、①の公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約に係る証券を工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

※ なお、2以上の保証手段を組み合わせることはできないこととする。

3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項各号の一に該当するときは、すみやかに、工事請負契約を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、工事請負契約書第45条第1項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

(1) 契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項の規定に基づき契約を解除した場合は、歳入徴収官（分任官及び代理を含む。以下同じ。）及び歳入歳出外現金出納官吏に契約保証金に係る保管金を歳入へ納付する旨を記載した依頼書（別記様式3）を提出するものとする。なお、契約担当官等は、当該依頼書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から依頼書を受領したときは、調査確認を行い、歳入歳出外現金出納官吏あて納入の告知を行うものとする。
- ③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から依頼書を受領した後、歳入徴収官から納入の告知があったときは、当該取扱庁を振替先とする国庫金振替書を発し、国庫金振替書の支払科目に「保管金」と記入し、受入科目に歳入年度、所管（主管）及び会計名を記載し、表面余白に「徴収決定済」の印を押し、保管金取扱店に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項の規定に基づき契約を解除した場合は、有価証券取扱主任官に契約保証金に代わる保管有価証券が国庫へ帰属した旨の通知書（別記様式4）を提出するものとする。なお、契約担当官等は、当該通知書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から通知書を受領したときは、本省大臣官房会計課長に報告し、その取扱いについて、指示を受けるものとする。
- ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の

金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項の規定に基づき契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額（保証金額が違約金の金額未満の場合にあつては、保証金額）を記載した保証金請求書（別記様式5）及び解除通知の写しを金融機関等に送付し、歳入徴収官に債権発生のお知らせを行うものとする。なお、契約担当官等は、当該保証金請求書及び債権発生のお知らせの写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生のお知らせを受領したときは、調査確認を行い、金融機関等あて納入告知書を送付するものとする。
- ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(4) 公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約についての取扱い

- ① 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項の規定に基づき契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額（保証金額又は保険金額が違約金の金額未満の場合にあつては、当該保証金額又は保険金額）を記載した保証金請求書（別記様式5）又は保険金請求書（別記様式5）、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約に係る証券を保険会社に送付するとともに、歳入徴収官に債権発生のお知らせを行うものとする。なお、契約担当官等は、当該保証金請求書又は保険金請求書及び債権発生のお知らせの写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生のお知らせを受領したときは、調査確認を行い、保険会社あて納入告知書を送付するものとする。
- ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第2項に規定する違約金の金額が保証金額又は保険金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

4 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、受注者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書（別記様式6）の提出を求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、歳入歳出外現金出納官吏に当該保管金払渡請求書を送付するものとする。なお、契約担当官等は、当該保管金払渡請求書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載された保管金の金額が、契約保証金の金額と同額であること。

- ③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から保管金払渡請求書を受領したときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、日本銀行を受取人とする線引き小切手を発行し、当該保管金払渡請求書に記載された口座に保管金を振り込む旨の国庫金振込請求書を国庫金振込明細票とともに保管金取扱店に送付するものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が、保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載された保管金の金額が、当該工事請負契約に係る保管金の金額と同額であること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、受注者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書（政府保管有価証券取扱規程第5号書式）の提出を求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、有価証券取扱主任官に当該政府保管有価証券払渡請求書を送付するものとする。
なお、契約担当官等は、当該政府保管有価証券払渡請求書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

イ 政府保管有価証券払渡請求書に押印された印鑑が、保管有価証券提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 政府保管有価証券払渡請求書に記載された保管有価証券の総額が、契約保証金の金額と同額であること。

- ③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から政府保管有価証券払渡請求書を受領したときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、払渡を要する旨を記載し、記名押印した政府保管有価証券払込済通知書及び印鑑票（事前に保管有価証券取扱店から受領したものに有価証券取扱主任官の印を押印したもの）を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。この場合、受注者に政府保管有価証券払込済通知書を領収した旨を記した政府保管有価証券払渡請求書の該当欄に記名押印させるものとする。なお、有価証券取扱主任官は、当該政府保管有価証券払込済通知書の写しを受注者が記名押印した政府保管有価証券払渡請求書とともに保管するものとし、契約担当官等は、当該政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券払渡請求書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

イ 政府保管有価証券払渡請求書に押印された印鑑が、保管有価証券提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 政府保管有価証券払渡請求書に記載された保管有価証券の総額が、当該工事請負契約に係る保管有価証券の総額と同額であること。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後において、保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。以下(3)において同じ。）を受注者を通して銀行等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後においても、保証書をそのまま工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。なお、契約担当官等は、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式7）を提出させ、当該受領書及び保証書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約についての取扱い

契約担当官等は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後においても、公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

5 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約担当官等は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更に係る増額変更で工期末に行われるものを除く。）において、契約保証金の金額（公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険契約の場合にあっては保険金額）が変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金の金額又は保証金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金

額、履行保証保険契約の場合にあっては保険金額) を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

① 契約担当官等は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の金銭を保管金取扱店に納付した旨の保管金領収証書及び保管金提出書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書の提出とともに保管金領収証書及び保管金提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書及び保管金提出書に記載された金額が、契約保証金の増額分に相当する金額と同額であること。

③ 契約担当官等は、②の確認後、当該保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に送付するものとする。なお、契約担当官等は、当該保管金領収証書及び保管金提出書の写しを工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

④ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等より保管金領収証書及び保管金提出書を受領したときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、当該保管金受領証書の写しを工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書に記載された保管金の金額が、保管金提出書に記載された保管金の金額と同額であること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の国債を保管有価証券取扱店に提出した旨の政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書の提出を求めるものとする。

② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書の提出とともに政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

イ 政府保管有価証券払込済通知書が別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。

ロ 政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書に記載された保管有価証券の総額が、契約保証金の増額分に相当する金額と同額であること。

ハ 政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書に記載された保管有価証券が、利付国債であること。

③ 契約担当官等は、②の確認後、当該政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書を有価証券取扱主任官に送付するものとする。なお、契約担当官等は、当該政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書の写しを工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

④ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等より政府保管有価証券払込済通知書及び保管有価証券提出書を受領したときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の

上、政府保管有価証券受領証書を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。
なお、契約担当官等は、当該政府保管有価証券受領証書の写しを工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

- イ 政府保管有価証券払込済通知書が別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。
- ロ 政府保管有価証券払込済通知書に記載された保管有価証券の総額が、保管有価証券提出書に記載された保管有価証券の総額と同額であること。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨を記載した金融機関等が交付する変更契約書（以下「増額変更契約書」という。）を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書の提出とともに増額変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事の工事名が、工事請負契約書に記載された工事名と同一であること。
 - ホ 変更後の保証金額が、変更後の契約保証金の金額以上であること。

- ③ 契約担当官等は、工事請負契約の変更後、増額変更契約書を工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証金額又は保険金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに保証金額又は保険金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨を記載した保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあってはイからへ、履行保証保険契約の場合にあってはロからト）等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。
 - イ 債権者が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人（履行保証保険契約の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者（履行保証保険契約の場合にあっては、保険契約者）が受注者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約に係る証券の証券番号と同一であること。
 - へ 増額後の保証金額（履行保証保険契約の場合にあっては、保険金額）が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
 - ト 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、その終期が工期の終期以降であること。
- ③ 契約担当官等は、工事請負契約の変更後、①の異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

6 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約担当官等は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更に係る減額変更で工期末に行われるものは除く。）で、受注者から契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金の金額又は保証金額、公共工事履行保証証券の場合にあっては保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金の金額又は保証金額、公共工事履行保証証券の場合にあっては保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の要求する金額まで減額変更するものとする。なお、履行保証保険契約の場合にあっては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに契約保証金の減額分につき保管金の返還を求める旨の保管金払渡請求書（別記様式6）の提出を求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書の提出とともに保管金払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が、保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載された金額が、契約保証金の減額分に相当する金額と同額であること。

- ③ 契約担当官等は、②の確認後、当該保管金払渡請求書を歳入歳出外現金出納官吏に送付するものとする。なお、契約担当官等は、当該保管金払渡請求書の写しを工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

- ④ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等より保管金払渡請求書を受領したときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、日本銀行を受取人とする線引き小切手を発行し、保管金払渡請求書に記載された口座に保管金を振込む旨の国庫金振込請求書を国庫金振込明細表とともに保管金取扱店に送付するものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が、保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載された保管金の金額が、当該工事請負契約に係る保管金の金額以下であること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、契約保証金の金額の減額変更（ただし、保管有価証券の可分性を考慮して、減額分を決定すること。）を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに契約保証金の減額分につき保管有価証券の返還を求める旨の政府保管有価証券払渡請求書の提出を求めるものとする。

- ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

イ 政府保管有価証券払渡請求書に押印された印鑑が、政府保管有価証券提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 政府保管有価証券払渡請求書に記載された保管有価証券の総額が、契約保証金の減額分

に相当する金額と同額であること。

- ③ 契約担当官等は、②の確認後、当該政府保管有価証券払渡請求書を有価証券取扱主任官に送付するものとする。なお、契約担当官等は、当該政府保管有価証券払渡請求書の写しを工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。
 - ④ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から政府保管有価証券払渡請求書を受領したときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、政府保管有価証券払込済通知書に一部払渡を要する旨記載し、記名押印の上、保管有価証券取扱店に送付し、契約担当官等を経由して政府保管有価証券一部払渡請求書（政府保管有価証券取扱規程第6号書式）及び印鑑票（事前に保管有価証券取扱店から受領したものに有価証券取扱主任官の印を押印したもの）を受注者に交付するものとする。この場合、受注者に政府保管有価証券一部払渡請求書を領収した旨を記した政府保管有価証券払渡請求書の該当欄に記名押印させるものとする。なお、契約担当官等は、当該政府保管有価証券一部払渡請求書及び政府保管有価証券払渡請求書の写しを工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。
 - イ 政府保管有価証券払渡請求書に押印された印鑑が、保管有価証券提出書に押印されている印鑑と同一であること。
 - ロ 政府保管有価証券払渡請求書に記載された保管有価証券が、当該請負契約に係る保管有価証券の可分性を勘案して適切なものであること。
- (3) 金融機関等の保証についての取扱い
- ① 契約担当官等は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式8）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額変更する旨を記載した金融機関等が交付する変更契約書（以下「減額変更契約書」という。）を提出することを求めるものとする。
 - ② 契約担当官等は、受注者から減額変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、当該減額変更契約書を受理するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事の工事名が、工事請負契約書に記載された工事名と同一であること。
 - ホ 変更後の保証金額が、変更後の契約保証金の金額以上であること。
 - ③ 契約担当官等は、①の減額変更契約書を工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。
- (4) 公共工事履行保証証券についての取扱い
- ① 契約担当官等は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式8）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨を記載した保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
 - ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、当該異動承認書を受理するものとする。
 - イ 債権者が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

- ハ 債務者が受注者であること。
- ニ 異動を承認する旨の記載があること。
- ホ 証券番号が公共工事履行保証証券の証券番号と同一であること。
- ヘ 減額後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

③ 契約担当官等は、①の異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

7 工期の延長時の取扱い

契約担当官等は、工期の延長を行おうとする場合で、変更後の工期が保証期間を超えることとなるときは、保証期間を変更後の工期の終期を含むように延長変更するものとする。なお、履行保証保険契約の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに保証期間を変更後の工期の終期を含むように延長変更する旨を記載した金融機関等が交付する変更契約書（以下（1）において「延長変更契約書」という。）を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から工事請負変更契約書の提出とともに延長変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事の工事名が、工事請負契約書に記載された工事名と同一であること。
 - ホ 変更後の保証期間が、変更後の工期の終期を含むものであること。
 - ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- ③ 契約担当官等は、工事請負契約の変更後、①の延長変更契約書を工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書の提出とともに保証期間を変更後の工期の終期を含むように延長変更する旨を記載した保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。
 - イ 債権者が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者が受注者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券の証券番号と同一であること。
 - ヘ 異動後の保証期間が、変更後の工期の終期を含むものであること。
- ③ 契約担当官等は、①の異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

8 工期の短縮時の取扱いについて

契約担当官等は、工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の工期の終期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の

工期の終期を含む範囲で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険契約の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないこととなっているので、保険期間の短縮変更は行わないものとする。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式8）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証期間を変更後の工期の終期を含む範囲で短縮変更する旨を記載した金融機関等が交付する変更契約書（以下「短縮変更契約書」という。）を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から短縮変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、当該短縮変更契約書を受理するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事の工事名が、工事請負契約書に記載された工事名と同一であること。
 - ホ 変更後の保証期間が、変更後の工期の終期を含むものであること。
 - ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- ③ 契約担当官等は、①の短縮変更契約書を工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式8）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証期間を変更後の工期の終期を含む範囲で短縮変更する旨を記載した保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、当該異動承認書を受理するものとする。
 - イ 債権者が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者が受注者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券の証券番号と同一であること。
 - ヘ 変更後の保証期間が、変更後の工期の終期を含むものであること。
- ③ 契約担当官等は、①の異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴っておくものとする。

9 履行遅滞時の取扱い

契約担当官等は、履行遅滞が生じた場合において、工事請負契約書第45条第1項の規定により損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険契約の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証期間の延長を行おうとする場合は、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延

長変更する旨を記載した金融機関等が交付する変更契約書（以下（１）において「延長変更契約書」という。）を提出することを求めるものとする。

- ② 契約担当官等は、受注者から延長変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、当該延長変更契約書を受理するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事の工事名が、工事請負契約書に記載された工事名と同一であること。
 - ホ 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
 - ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後６ヶ月以上確保されていること。
- ③ 契約担当官等は、①の延長変更契約書を工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

（２） 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨を記載した保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、当該異動承認書を受理するものとする。
 - イ 債権者が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者が受注者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券の証券番号と同一であること。
 - ヘ 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
- ③ 契約担当官等は、①の異動承認書を工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

10 入札説明書等での説明事項

入札説明書等により、別添３の入札説明書記載例による契約の保証についての説明を行うものとする。

【 附 則 】

- 1 この通達は、平成８年４月１日から施行する。
- 2 契約の保証については、当分の間、予算決算及び会計令第８４条に規定する金額未満の工事については免除しても差し支えない。
- 3 計算証明規則第６３条に規定する、有価証券を取り扱う職員の計算証明については、現在、証明の対象となるべき有価証券を会計検査院が指定していないため、指定するまでの間必要ない。

別添3 入札説明書記載例

○ 契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] イ 保管金領収証書は、「(保管金取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注] イ 政府保管有価証券払込済通知書は、「(保管有価証券取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

ロ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「(政府保管有価証券取扱主任官 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払込済請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する)とする。

ロ 保証書の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が

記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとする。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。

チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、保証金額の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

[注] イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

ホ 保証期間は、工期を含むものとする。

ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、保証金額を超過している場合は別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

[注] イ 履行保証保険契約とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険契約は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。

ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと

チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、保険金額を超過している場合は別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合
- ② 落札者が特定建設工事共同企業体である場合。

別記様式1

(A 4)

保 管 金 提 出 書

番号	平成	年度第	号
----	----	-----	---

(提出の事由)

歳入歳出外現金出納官吏 官 職 氏 名 殿

年 月 日

住 所
氏 名

印 鑑

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金

工事名

(業務名)

[注] 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

別記様式2

(A 4)

保管有価証券提出書

番号	平成	年度第	号
----	----	-----	---

(提出の事由)

歳入歳出外現金出納官吏 官 職 氏 名 殿

年 月 日

住 所
氏 名

印 鑑

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証 券 名 称	枚 数	総 額 面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

.....
工事名

(業務名)

[注] 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

別記様式3

(A 4)

平成 年 月 日

殿

契約担当官等

官 職 氏 名

契約保証金に係る保管金の歳入の納入について（依頼）

会計法第29条の9の規定により納付された下記保管金について、債務不履行により当該契約を解除したので、歳入の納入を取り計らわれない。

記

提出書番号 (当初)		種 目	契 約 保 証 金
提出年月日 (当初)		保 管 金 の	円
提出者氏名		金 額	
債権の種類	損 害 賠 償 金 債 権	歳 入 科 目	(部) (款) (項) (目)
債 務 者	歳入歳出外現金出納官吏 官 職 氏 名		

別記様式4

(A 4)

平成 年 月 日

有価証券取扱主任官 殿

契約担当官等

官 職 氏 名

契約保証金に代わる保管有価証券の国庫帰属について (通知)

会計法第29条の9の規定により納付された下記保管有価証券について、債務不履行により当該契約を解除したので、国庫に帰属したことを通知します。

記

提出書番号 (当初)				種 目	契 約 保 証 金		
提出年月日 (当初)	平成 年 月 日			提出者氏名			
保 管	証券名称	枚数	総 額 面	内 訳			備 考
				額 面	回記号	番 号	
有 価 証 券							

別記様式5

(A 4)

保証金（保険金）請求書

平成 年 月 日

（金融機関等又は保険会社名） 御中

住 所

氏 名 契約担当官等 官職 氏 名 (印)

受注者〇〇〇と締結した工事請負契約（工事名〇〇〇）を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途、歳入徴収官より、納入告知書を送付するので、それに従ってください。

記

請 求 金 額 円

証券番号 _____

- [注] ・証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。
・土木設計業務等委託契約の場合にあっては、必要な箇所を取り繕って作成する。

保 管 金 払 渡 請 求 書

(払渡の事由)

歳入歳出外現金出納官吏 官 職 氏 名 殿

年 月 日

住 所
氏 名

印鑑

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んでください。

金 _____

保管金提出書の 平成 年 月 日
日付及び番号 平成 年度 第 号

振 込 先

_____ 銀 行 _____ 支 店

口 座 1. 普 通 2. 総 合 3, 当 座

名 義 _____

支店番号 _____ 口座番号 _____

別記様式7

(A 4)

保証書に係る領収書

契約担当官等 官 職 氏 名 殿

年 月 日

住 所

氏 名 (印)

貴職より保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を領収したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

別記様式8

(A 4)

保証契約内容変更承認書

平成 年 月 日

(金融機関等又は保険会社名) 御中

住 所

氏 名 契約担当官等 官職 氏 名 (印)

下記保証契約の内容変更について承認する。

記

1 変更する保証契約の内容

(1) 証 券 番 号 : _____

(2) 保証委託者又は債務者名 : _____

(3) 工 事 名 (業 務 名) : _____

2 保証契約内容変更の承認事項 (該当箇所の□に>を記入する。)

保証金額の減額 <減額前の保証金額 : _____ 円>

<減額後の保証金額 : _____ 円>

保証期間の短縮 <短縮前の保証期間の終期 平成 年 月 日>

<短縮後の保証期間の終期 平成 年 月 日>

その他

(_____)

[注] ・証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

別添1 保管金領収証書例

保 管 金 領 収 証 書

(A 6)


第 号

保 管 金

金 額	¥	
-----	---	--

上記の金額を領収しました。

平成「何」年「何」月「何」日

日本銀行「何」店 

歳入歳出外出納官吏
「官氏名」 殿

別添2 政府保管有価証券払込済通知書例

政府保管有価証券払込済通知書

(番号)

(払込人氏名)

取扱主任官 ○○○ ○○○ 殿

○年○月○日

日本銀行(何店) 印

下記の証券を貴庁の保管有価証券として払込を受けました。

(保管の事由) 契 約 保 証 金

取扱主任官 ○○○ ○○○ 殿

○年○月○日

住 所 ○ ○ ○

氏名 ○○ ○○ 印

下記の証券を払い込みました。

日本銀行(何店) 御中

○年○月○日

取扱主任官 官 職 氏 名 印

下記の証券を払い渡してください。

日本銀行(何店) 御中

○年○月○日

住 所 ○ ○ ○

氏名 ○○ ○○ 印

下記の証券を受領しました。

証券名称	枚数	総額面	内 訳			備考
			額面	回記号	番号	

別添3 入札説明書記載例

○ 契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注]イ 保管金領収証書は、「(保管金取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注]イ 政府保管有価証券払込済通知書は、「(政府保管有価証券取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

ロ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「(政府保管有価証券取扱主任官 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注]イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以

下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

- ロ 保証書の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとすること。
- チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとすること。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

[注]イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

- ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ニ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- ホ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

[注]イ 履行保証保険契約とは、保険会社が債務の不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険契約は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。

ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合

② 落札者が特定建設工事共同企業体である場合